

複製・複写・貸借についての細則

東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所

研究所文献資料室の所蔵・保管する資料などは、出版もしくは学術研究を目的とする場合、又は原資料提供者もしくはその子孫の方などが希望された場合に、複製・複写・貸借に応じることがあります。なお、「小川尚義・浅井恵倫台湾資料」に関しては、付則も参照してください。

1. 原資料を毀損しないよう、取り扱いに留意してください。
2. 貸借の終了時には、原資料を原態に回復してください。
原資料の貸借に際しては、原資料の原態回復を担保する保険などの手段を講じてください。
3. 複製・複写物の作成と提供にあたっては、原則として、東京外国語大学附属図書館の規程に準じて料金を徴収します。ただし、原資料の提供者、あるいは、整理・保存の協力者とその関係者からは料金を徴収しない場合があります。
4. 原資料及び提供を受けた複製・複写物は、申請した目的のみに用い、他者に利用させたり、譲渡したりしないでください。
5. 原資料及び提供を受けた複製・複写物の、(再)複製・複写、頒布、撮影、録音、録画、出版、上演、上映、公衆送信・公衆送信可能化(www ページへの掲載など)、又は放送は、書面による事前の許諾が必要です。
6. 原資料及び提供を受けた複製・複写物の展示、上演、上映、公衆送信・公衆送信可能化、及び放送、並びにそれらに基づく出版などでは、適切な形で東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所へ言及してください。
7. 原資料及び提供を受けた複製・複写物に基づく出版物は、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所へ 1 部を寄贈してください。

付則

1. 「小川尚義・浅井恵倫台湾資料」に関しては、出版もしくは学術研究を目的とする場合、原資料提供者の子孫の方が希望された場合に加えて、資料収集・撮影・録画・録音の対象となつた人物の子孫・縁故者または当該民族の文化を継承する公的な団体が公式に請求した場合にも、複製・複写・貸借に応じことがあります。なお、「当該民族の文化を継承する公的な団

体」とは、台湾の「原住民委員会」のような政府・自治体によって正規に設置された団体を指します。

2. 「小川尚義・浅井恵倫台湾資料」のうち、画像(写真)・動画(映画)・音声(録音盤)については、原資料提供者の子孫の方、資料収集・撮影・録画・録音の対象となった人物の子孫・縁故者もしくは当該民族の文化を継承する公的な団体以外に、貸借あるいは複製・複写物を提供することは原則としてありません。なお、文字資料(フィールド・ノートや語彙集等)に関しては、出版もしくは学術研究を目的とする場合にも、複製・複写に応じることがあります。

連絡先:アジア・アフリカ言語文化研究所文献資料室 (Email : tosho-aa[at]tufs.ac.jp)

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1